

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

和歌山県有田郡広川町

2 構造改革特別区域の名称

広川 元気っこ・のびのび給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

和歌山県有田郡広川町の全域

4 構造改革特別区域の特性

広川町は、和歌山県の中央部、有田郡の最南端に位置する東西約 12 k m、南北約 6 k m、総面積 65.35 k m²の町であり、町中央を広川が流れ紀伊水道に注ぎ、東は有田郡金屋町及び日高郡日高川町と分水嶺を以って接し、西は紀伊水道を隔てて遠く四国と相對している。南は高峻なる白馬山脈が東西に走り日高川町と接し、北は広川を境に有田郡湯浅町と接している人口約 8,200 人の町であります。

総面積のうち約 75%が山林・約 10%が田畑であり、海と山の自然に恵まれた町で、産業別就業者の状況は、第 3 次産業の就業者が最も多く、次いで第 2 次産業となっております。第 1 次産業は、温暖な気候と恵まれた地形を活かして、温州ミカンなどの柑橘類が中心となっております。

生活環境面では、平成 5 年に JR 広川ビーチ駅開業、平成 6 年に湯浅御坊道路の広川 IC 供用開始、平成 16 年には同じく湯浅御坊道路における町内 2 箇所目の広川南 IC が供用開始と、広川町の交通網の整備にはめざましいものがあります。

広川町の人口は、昭和 60 年で 9,003 人・平成 12 年で 8,361 人と年々減少しているなか、65 歳以上の人口は昭和 60 年から平成 12 年にかけて 618 人増加しているが、17 歳以下の児童人口は昭和 60 から平成 12 年にかけて 869 人減少しており、少子高齢化の問題が町の主要課題となっております。

町内の教育施設は町立中学校 2 校・町立小学校 5 校（内分校 2 校）・町立幼稚

園 1 園があり、保育施設は町立保育所 1 ヶ所・社会福祉法人保育園 1 園がありますが、いずれも生徒・児童数は減少傾向にあります。

また、本町の学校給食は昭和 3 8 年度から学校給食共同調理場で共同調理方式により開始しており、平成 1 1 年度に改築し、調理場は衛生環境、労働安全、作業能率などの面から、明るく安全で清潔なドライシステムで生徒・児童に安全でおいしい給食を町内全小中学校・幼稚園に提供し、効率的な運営を実施しております。

保育施設は、昭和 4 8 年に広川町立第一保育所を開設し、2 歳～ 4 歳児保育を実施しており、平成 1 1 年からは社会福祉法人ささゆり福祉会ポッポ保育園に乳幼児保育（0～2 歳児）を委託しています。延長保育や休日保育、一時保育をポッポ保育園で実施し、核家族化の進行や共働き世帯の増加等、多様化する保育ニーズを反映しながら保育サービスを展開しており、子育て支援事業を第一保育所、地域子育て支援センター事業をポッポ保育園で実施し、園庭開放・情報提供や子育て相談等を行って子育ての不安や負担を軽減するための子育て支援サービスの充実をめざしております。

また、平成 1 8 年度から広川町立第一保育所と広川町立広川幼稚園を幼保一元化施設として整備し、町として就学前児童の一貫した保育・教育を実施し、保護者のニーズにあった保育・教育サービスを提供します。幼保一元化施設は、既存の幼稚園施設の隣接地に保育所を移転改築し、新たに 0～1 歳児の乳児保育を実施し、3～5 歳児は保育所児・幼稚園児の合同保育を実施します。さらに延長保育・一時保育・地域子育て支援等を実施し、就学前の乳幼児を一貫した養育方針のもと教育・保育をする、広川町の子育て支援の中心となる施設とします。

子どもを取り巻く環境は、社会の変化に伴い様変わりしてきておりますが、広川町においても、子育てがしやすい環境や子どもが健全に育つような環境を整備し、行政・家庭・学校・幼稚園・保育所・企業・地域の住民と連携し「地域の力で子育てを応援するまち」という基本理念のもと、広川町次世代育成支援行動計画を策定しています。

以上のように、広川町は少子高齢化が進む小規模の町ですが、今後も多様化する保育ニーズに対応し、さらなる保育サービスの充実のために、公立保育所の給食を学校給食共同調理場から搬入し、保育所における調理員の人件費削減・調理業務効率の向上等、保育所運営の合理化を図ります。

また公立保育所の給食を学校給食共同調理場から搬入することは、町内の生徒・児童の給食を集中的に管理することができ、地域全体の「食育」を推進する体制の整備となり、子育て支援の重要な役割を担います。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は昭和54年から平成元年まで財政再建準用団体に指定されていました。その後、町財政の合理化をはかり現在の財政状況は健全ですが、市町村合併の予定はなく、今後非常に厳しい財政状況になることが考えられます。平成17年より広川町財政健全化計画を策定し、人件費の削減や組織・機構の見直しを図り、横断的な施策展開を目指し機構改革を実施しているところですが、公立保育所の給食を学校給食共同調理場から搬入し、調理員の人件費削減（非常勤職員1名分・1日6000円×約300日+一時金=約200万円）・調理業務効率の向上により保育所運営の合理化を図ることは、町財政の健全化において非常に効果的であり、少子化の傾向が著しい本町において、今後保育所・幼稚園を中心とした、延長保育・一時保育・子育て支援室の設置などの様々な子育てサービスの実施につながります。

また、広川町次世代育成支援行動計画において、子育てのなかで「食」と「健康」を結びつけた「食育の推進」を掲げており、学校給食共同調理場において町内の生徒・児童・幼児の給食を集中的に調理・管理することは、給食内容の充実と地域全体の「食育」の推進に効果的であり、保健分野と連携し、幼児期からの栄養指導等を進め、町内全体の児童福祉の向上につながります。

6 構造改革特別区域計画の目標

「公立保育所における給食の外部搬入」を実施することは、保育所運営の効率化と、多様化する保育ニーズへの対応・「食育」の推進など児童福祉の向上につながります。

今後、ますます共働きの世帯は増加すると考えられ、女性が就業を継続するうえで出産・育児はおおきな問題となりますが、安心して子育てできる環境を整備することは、雇用の拡大を促進し、地域経済の活性化につながるものであり、広川町の少子化対策としても非常に有効であります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

学校給食共同調理場で町内中学生以下の生徒・児童の給食を集中して調理することにより、食材の一括購入や調理設備整備の集中化にて、保育所での調理業務の経費の節減が可能となります。また調理員の配置の適正化・作業効率の向上が図られ、保育所運営における人件費の削減が期待されます。

また、保育所運営の経費削減等の合理化を図ることは、厳しい財政状況のなかで、

今後実施する延長保育や一時保育、子育て支援室の設置などの経費に充てることができ、町内の保育サービスの充実・児童福祉の向上につなげていくことが可能となります。

8 特定事業の名称

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

広川町内の公立保育所（広川町立第一保育所）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定日

4 特定事業の内容

小中学校・幼稚園・保育所の給食を学校給食共同調理場で一括調理し、公立保育所へ2～4歳児の給食を外部搬入し、公立保育所の効率的な運営を実施し経費を節減すれば、保育・育児の不安・負担を軽減できる保育サービスをさらに充実することにつながり、児童福祉の向上、少子化対策として非常に有効である。

平成18年度には、第一保育所の老朽化（昭和48年建築）にともない広川町立広川幼稚園横に移転改築し、2～4歳児は第一保育所・5歳児は広川幼稚園と年齢により区分していたものを、第一保育所0～5歳児・広川幼稚園3～5歳（3～5歳児は合同保育）と保護者が家庭の生活形態に合うものを選択でき、就学前児童を一貫して保育・教育できる幼保一元化施設として整備します。幼保一元化施設は、2～5歳児の保育所児の給食を外部搬入とすることで、新施設の調理室を0～1歳児の離乳食等と全年齢児のおやつ、土曜日・盆休み時の希望保育の少人数分（土曜日保育平均14人/日・盆休み希望保育平均18人/日）の給食調理に対応できる設備で対応可能となり、経費を削減できます。また幼保一元化施設整備後、幼稚園児・保育園児の合同保育を実施していくにあたり、幼稚園児と保育園児の給食を統一する必要があります。

事業の主体

広川町

事業の区域

広川町内全域

事業の実施期間

特区計画の認定を受けた日から

事業内容

広川町学校給食共同調理場で調理した給食を専用の配送車で第一保育所に搬入することにより、保育所運営の合理化を図り子育てサービスを充実させる。また町内児童の給食を学校給食共同調理場にて一括して調理・

管理することで食育の推進を図ります。

学校給食共同調理場が稼働しない日（盆休み・土曜日）は、希望保育と
している日であり、希望保育の人数は平均で20人/日未満と少数なので、
平日に保育所内調理室にて0・1歳児の給食を調理している調理員が、保
育所内で給食を調理します。幼保一元化施設においても調理員が施設内に
て調理します。

5 当該規制の特例措置の内容

広川町立第一保育所へ広川町学校給食共同調理場からの給食の搬入を実施す
るにあたり、平成16年3月29日雇児発第0329002号により構造改革特
別区域おける「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の「2留意
事項」、及び社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等
における調理業務の委託について」において準拠されている「病院、診療所等の
業務委託について」の「第2の4」及び、「保育所における調理業務の委託につ
いて」は次のとおり措置します。

広川町立第一保育所には30㎡の専用調理室があり、加熱設備としてガス
炊飯器、ガスコンロ、回転釜、オープンレンジを、保存用設備として冷凍冷
蔵庫を完備、配膳台や食器消毒保管庫とともに各種調理器具等は整っている
ため、調理室としての機能は整備出来ています。

なお、幼保一元化施設においての調理室は、現保育所調理室以上に設備完
備の予定となっており、今まで同様土曜日の一日保育希望児の調理はもとよ
り、離乳食を含めた0、1歳児用の調理も新施設内調理室において実施する
など、園児の個別事情にも対応致します。

広川第一保育所調理室 昭和48年建設 面積 30㎡

設備の概要	台数
調理台兼配膳台	1台
冷凍冷蔵庫	2台
ガス炊飯器	1台
回転釜	1台
オープンレンジ	1台
食器消毒保管庫	2台
二槽シンク	1台
電気炊飯器	2台

幼保育一元化施設内広川第一保育所調理室

平成18年建設予定 調理室面積29.49㎡

配膳室面積10.80㎡、検収面積8.41㎡

設備（予定）の概要	台数
調理台兼配膳台	1台
冷凍冷蔵庫	1台
IH炊飯ジャー	3台
IHコンロ	1台
コンビオープン	1台
食器消毒保管庫	2台
二槽シンク	1台
食器洗浄機	1台
検食用ストッカー	1台
殺菌庫	1台
フードプロセッサー	1台
配膳カート	3台

体調不良児やアレルギー体質児等の対応については、現在同様、保護者等との情報交換を密にするとともに保健師や栄養士とも相談、代替え食品の確保等適切に対応致します。

特に食物アレルギー体質児には、下記のように対応致します。

- ア) 制限する食品について把握するために、かかりつけ医の診断書（指示書）を提出してもらう。
- イ) 保護者に献立原案を配布し除去食のチェックを依頼するとともに、家庭での除去食の実施状況（除去食品の確認、代替食の調理状況等）を的確に把握するなど、絶えず家庭との連携を取り合う。
- ウ) 摂取栄養素の不足を来たさないように、配慮した除去食の献立を作成する。
- エ) 出来るだけ早期に普通食に移行出来るように、定期的にかかりつけ医の受診を要請し、指示内容の再確認や除去食の効果等共通理解を深める。

児童の食事内容については、主食として米飯を中心とし行事食を組み入れる事が多いため、学校給食とは別メニューとし、離乳食が完了する1歳3ヶ月頃より歯ぐきで噛める程度の軟らかさ・大きさ・形の移行食、手で持ち噛み切れる固さ・大きさ・形の幼児食、2歳児からの普通食へとつなげていく、発達年齢に応じた献立を栄養士が作成します。米飯は保育所で炊き、給食回数についても昼一回とします。2歳児の午前中のおやつ及び、全児の午後のおやつも今まで同様保育所に対応し、その内容も出来るだけ手作りの物を供給していきます。

又、学校給食共同調理場から第一保育所までの距離は約1.0km、幼保一元化施設までの距離は約1.3kmで、配送所要時間は約6～8分程度なので20分以内での給食開始が可能です。配送には、温かい状態で提供される食品は専用の保温食缶を利用し、学校給食配送車を使用します。

以上の通り、食事の内容、回数、時機については適切に対応します。

【配送計画】

[学校給食共同調理場 広川第一保育所]

A M 10時50分	学校給食共同調理場出発
A M 10時56分	広川第一保育所到着 配膳車で受け取り調理室へ搬入 調理室内で配膳、配膳ワゴンで各保育室へ運ぶ
P M 2時15分	広川第一保育所へ配送の配膳車回収
P M 2時21分	学校給食共同調理場へ到着

[学校給食共同調理場 幼保一元化施設](平成18年10月～)

A M 10時50分	学校給食共同調理場出発
A M 10時58分	幼保一元化施設到着 配膳車で受け取り検収室へ搬入 配膳ワゴンへ分別し、各保育室へ運ぶ
P M 2時15分	幼保一元化施設へ配送の配膳車回収
P M 2時23分	学校給食共同調理場へ到着

学校給食調理場は平成11年に改築、整備された町営の施設でドライ方式による調理を実施しています。調理室は汚染区域、非汚染区域とに完全分離し外部からの2次汚染を防止する対策を講じるなど食品の衛生管理及び安全確保に万全を期していますが、「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日社施第38号)」及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児第発第86号)」の基準を遵守し、保健衛生面・栄養面について保健所による助言・指導に従い適正に運用します。なお、学校給食共同調理場は、現在町内の小中学校、幼稚園分約900食/日を調理しておりますが、調理能力は1,500食/日ありますので、保育所分(児童106名、職員13名分)が増加しても十分対応できる施設であります。

また、学校給食共同調理場から第一保育所への給食の搬入については、搬入開始時に、町長と教育長の間で委託契約を締結します。

必要な栄養量の供給については、引き続き栄養士が地域性や季節感を考慮した食材を利用、適正な栄養量を確保した献立の作成に努めます。

また、食を通じた子どもの健全育成(食育)を図る観点から食育プログラムに基づいた給食を供給するように努めると共に、今まで同様保育所・保護者・地域が連携した食に関わる体験事業の実施《四季を通じての野菜栽培や収穫体験、調理体験(おやつ作り、親子クッキング)、給食参観、ミカン狩り、餅つき等》や望ましい食習慣の奨励など食育の推進を図ります。